

『令和6年度税制改正大綱（7） 事業承継税制、計画提出延長』

コロナの影響の長期化や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の検討が遅れている状況を踏まえ、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除の特例措置（法人版事業承継税制の特例措置）及び個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度（個人版事業承継税制）について、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長される。ただし、極めて異例の時限措置であることから、適用期限（それぞれ令和9年12月末、令和10年12月末）は今後も延長を行わない。

法人版事業承継税制について、後継者の役員要件には注意しなくてはならない。

1) 贈与税: 後継者が贈与日まで3年以上、継続して役員であることが求められているため、本年末までに役員に就任している必要がある。子会社出向などにより就任期間が途切れる場合は要注意である。



2) 相続税: 被相続人が70歳未満である場合又は後継者が特例承継計画に記載された者である場合を除き、後継者が相続直前に役員であることが要件であるため、先代が70歳以上であれば早急に後継者の役員登用又は特例承継計画の提出が必須となる。

3) みなし相続: 後継者は、相続日に代表者であることが求められる。

『土地建物一括取得の各資産算定 不動産鑑定評価に合理性』

請求人は、売買により一括取得した土地及び建物について、路線価に地積を乗じて売買代金相当額を算出し、これを売買代金の総額から差し引く方法（本件差引法）により算出すべきである旨主張する。国税不服審判所は、本件差引法を用いて土地及び建物の売買代金相当額を区分した場合、土地の売買代金相当額が客観的な時価に比して低額になる一方、建物の売買代金相当額が客観的な時価に比して高額になるという不均衡が生じるから、本件差引法は合理的とは認められない。一方、原処分庁は、土地及び建物の売買代金総額を各資産の固定資産税評価額比によりあん分する方法（固定資産税評価額比あん分法）により算出すべきである旨主張するところ、一般的には合理的な算定方法であると認められるが、本件の一部の建物には時価を増加させると認められる改修工事が実施されたことによる時価の増加が反映されていない。他方、請求人が提出した不動産鑑定評価書における土地及び建物の積算価格の比は、時価の価額比を推認するための一定の合理性が認められる。したがって、当該一部の土地・建物については当該積算価格比によりあん分する方法を、他の土地・建物については、固定資産税評価額比あん分法を用いるのが相当である、とした。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com